

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(東京都担当部会)**

**平成30年8月2日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正の必要があるとするもの** 1件

**厚生年金保険関係** 1件

厚生局受付番号：関東信越（東京）（受）第1800054号  
厚生局事案番号：関東信越（東京）（厚）第1800070号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和53年5月1日から同年4月1日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。  
昭和53年4月1日から同年5月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。  
事業主は、請求者に係る昭和53年4月1日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。
- 2 請求者のA社における昭和53年4月の標準報酬月額を9万2,000円に訂正することが必要である。同年4月の訂正後の標準報酬月額（上記1の訂正後の標準報酬月額8万6,000円を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：女  
基礎年金番号：  
生 年 月 日：昭和33年生  
住 所：

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和53年4月1日から同年5月1日まで

昭和53年4月1日からA社に勤務していたが、年金事務所で確認したところ、同年5月1日に厚生年金保険に加入したと記録されている。請求期間当時の給料支払明細書を提出するので、調査の上、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求者から提出された昭和53年4月分の給料支払明細書及び同僚の陳述から判断すると、請求者は請求期間にA社に勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。  
一方、請求期間の標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主から届出されるべき報酬月額が確認できる場合は当該報酬月額に基づく標準報酬月額又は事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの

標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者のA社における昭和53年4月の標準報酬月額については、同年4月分の給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和53年4月1日から同年5月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているが、同年4月1日から同年5月1日までの期間について、請求者に係る厚生年金保険の記録における資格取得年月日が厚生年金基金及び雇用保険の加入記録における資格取得年月日である昭和53年5月1日となっており、社会保険事務所、厚生年金基金及び公共職業安定所の3か所が誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格取得年月日として厚生年金保険被保険者資格取得届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の同年4月1日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者から提出された給料支払明細書及び日本年金機構の回答から判断すると、事業主から届出されるべき請求者に係る昭和53年4月の標準報酬月額は9万2,000円であると認められる。

したがって、請求者のA社における請求期間の標準報酬月額を9万2,000円に訂正することが必要である。

なお、昭和53年4月の訂正後の標準報酬月額（上記1の訂正後の標準報酬月額8万6,000円を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。